

kids salon こたん（児童発達支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 合同会社おおぞら（以下「事業者」という。）が設置する kids salon こたん（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の6第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児等に対し、支援を必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者はその提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前三項のほか、事業者は児童福祉法、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第71号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 kids salon こたん
- （2）所在地 愛知県春日井市六軒屋町一丁目24番地
- （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤職員1名 児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員1名 管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

- （ア）適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- （イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外

の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画原案を作成すること。

(ウ) 児童発達支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(エ) 児童発達支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。

(オ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(カ) 障害児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討し、必要な支援を行うこと。

(キ) 児童発達支援管理責任者は、障害児の児童発達支援計画の作成、障害児又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 5 名（常勤職員 4 名、非常勤職員 1 名）

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

通所支援計画に基づき障害児等に対し心理アセスメント・指導等を行う。

(4) 保育士 1 名（常勤職員 1 名）

通所支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(5) 指導員 常勤職員 2 名

（営業日及び営業時間等）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

(2) 営業時間

月曜日から金曜日 10 時から 18 時半までとする。

土曜日 9 時から 17 時半までとする。

(3) サービス提供時間

月曜日から金曜日 13 時半から 17 時半までとする。

土曜日 10 時から 16 時までとする。

（指定児童発達支援利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1 名

（指定児童発達支援を提供する主たる対象者）

第 7 条 指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 障害児童（未就学であり身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）及び難病等の診断を受けた児童

（指定児童発達支援の内容）

第8条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画の作成

- (2) 基本事業

(ア) 個別療育

ABA（応用行動分析学）に基づき、各児童の特性や課題に沿った個別プログラムを設定し、スキルの獲得・般化の促進指導を行う。

(イ) 集団療育

ABA（応用行動分析学）に基づき、各児童の特性や課題に沿った集団プログラムを設定し、スキルの獲得・般化の促進指導を行う。

(ウ) 関係機関との連携

保険、医療、福祉、幼児教育、行政を含めた支援システムを構築するため関係機関と連携を図る。

(エ) 発達相談

発達に関する相談、家庭養育に関する相談等

(オ) 療育方法の指導

家族等に対する療育指導等（ペアレントトレーニング）

- (3) トイレトレーニング

更衣、排泄等の介助、自立促進

- (4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

2 前項に規定するもののほか、給食サービスを行うものとする。

（利用者から受領する費用の額等）

第9条 指定児童発達支援を提供した際には、事業者が受領する費用の額は、厚生労働省大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定める利用者負担額として、利用者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

- (1) 給食サービスの提供に係る昼食代 350 円、おやつ代 100 円

- (2) 送迎サービスの提供に係る費用

第12条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域

通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル未満 500 円

通常の事業の実施地域を越える地点から片道10キロメートル以上の場合は、500 円に1キロメ

一ト増すごとに 50 円ずつ加算した額とする。

(3) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) サービス利用当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたサービスを受けることが出来ない場合はサービス提供開始時刻の一時間前までに事業者へ連絡し、サービス内容の変更等の措置を講ずるものとする。

(2) サービスを利用するにあたって、利用者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為、その他利用者及び児童に迷惑を及ぼす言動を行ってはならないものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 事業者は、利用者の依頼を受けて、障害児等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、障害児等が当該同一の月に受けた指定障害児通所支援に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「令」という。）第24条第1項に規定する負担上限月額、又は令第25条の5第1項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、春日井市、小牧市の全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第13条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 提供した指定児童発達支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、障害児等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年12回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。